

特別支援教育の推進について

平成19年文部科学省では、障害のあるすべての幼児・児童・生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育の推進を通知しました。

特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習の困難を改善または克服するため適切な指導及び必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍するすべての学校において実施されるものです。

LD、ADHD、高機能自閉症など発達障害のある児童が在籍する学級において支援員を配置し、具体的な支援策を明らかにして児童・生徒や教員・担任を支援することにより、学級の運営を円滑にするために学級支援員を採用するケースがあるようです。

昨今、障害の種類も多様化しており、出生率の減少とは反比例してこういった発達障害などを持つ子どもは増加傾向にあるようです。

教育の現場では、特別支援学級や特別支援学級の支援は必要としていないものの通常の学級において支援を必要としている子どもたちをともに教育するためには、特別支援教育支援員の配置はもはや必須事項となっているところ、十分な配置がされていないようです。

川口市の実態状況を含めて今後の特別支援教育支援員の配置についてどのようにお考えかお伺いします。

新海今朝巳学校教育部長 御答弁申し上げます。

本市におきましては、発達障害等の幼児・児童・生徒に対する支援を行うために、平成20年度より本市独自の特別支援教育支援員の配置を行っているところでございます。

その配置状況は、平成20年度、小学校30校、平成21年度、小学校47校、平成22年度におきましては川口市内のすべての幼稚園、小学校に配置し、発達に障害のある幼児・児童に対する学習面の支援を行っているところでありまして、さらに今年度は中学校3校に配置したところでございます。

今後につきましても、各校の実態や財政状況等を踏まえ、配置の拡充につきましても検討して参りたいと存じます。

以上であります。

ぜひ配置の拡充を検討してください。